

## 令和6年度低所得者支援給付金についてのご案内

令和6年1月2日以降に小笠原村に「転入」した方や「未申告」の方

令和6年度低所得者世帯等臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）の給付手続きを次の通り行います。

【対象世帯】・世帯全員が令和6年度住民税均等割が課されていない世帯

- ・世帯全員が令和6年度住民税所得割が課されておらず、うち少なくとも一人が住民税均等割のみ課されている世帯（令和6年6月3日現在小笠原に住所がある方）

【対象とならない場合】

- ・令和5年度非課税世帯等臨時特別給付金（7万円）、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金（10万円）の給付金を受給した世帯は対象外です。
- ・令和6年度の住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は対象ではありません。（現時点の扶養状況でなく令和5年1月1日～令和5年12月31日において住民税が課税されている親族等から扶養を受けている方のみからなる世帯は支給対象外です。）  
（例）親（課税）に扶養されている学生（非課税）の単身世帯は対象外  
子（課税）に扶養されている両親の世帯（非課税）は対象外  
令和6年4月に就職し、親（課税）の扶養から外れた新社会人（非課税）の単身世帯は対象外

【提出書類】

- ① 令和6年度住民税均等割非課税世帯・令和6年度住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金申請書（請求書）
- ② 世帯主（申請・請求者）の本人確認書類の写し（マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、健康保険証等）
- ③ 受取口座を確認できる書類の写し（金融機関名、支店名または支店コード、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳、キャッシュカード等）
- ④ 令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する「令和6年度住民税非課税証明書」または「令和6年度課税証明書」（住民税均等割のみ課税の確認のため）  
「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分

【注意事項】

- ・非課税または課税証明書のお取り寄せについて  
「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の申請に添付する証明書」とお伝えいただくと発行手数料が無料になることがあります。
- ・未申告の場合、確定申告または住民税の申告をお願いすることがあります。
- ・修正申告等により、令和6年度市町村民税所得割が課税となった場合は、低所得者支援給付金の支給対象外となるため、給付金を返還いただく必要があります。
- ・令和6年10月31日（木）（消印有効）までに申請がないと、申請を辞退されたとみなします。

ご提出先・お問合せ先 小笠原村 総務課 総務係 04998-2-3111  
母島支所庶務係 04998-3-2111